己斐出張所管内ゴミマップ

河川パトロールで発見した
ゴミ不法投棄件数 **約170件**

R3.4～R4.3

※流木・水草等を除く

～太田川はゴミ捨て場ではありません～

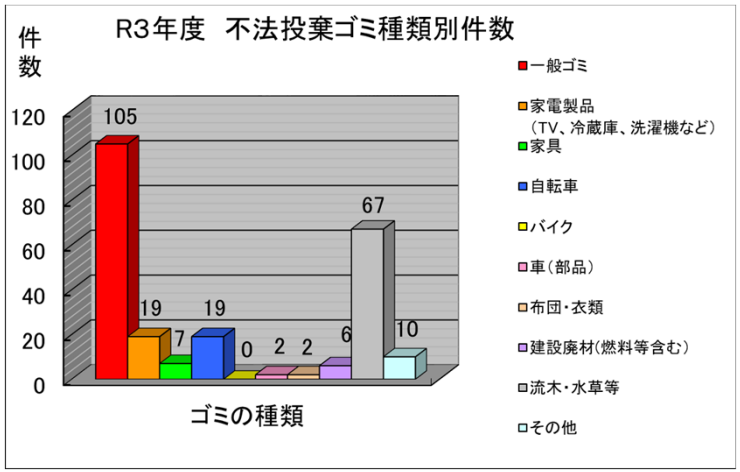

不法投棄は「犯罪」です！

不法投棄をした者は、**5年以下の懲役若しくは、1千万円以下の罰金**に処され、または併科されます。
投棄を目撃された方は、直ちに警察(110番)又は、
太田川河川事務所(221-2436)へ通報してください。

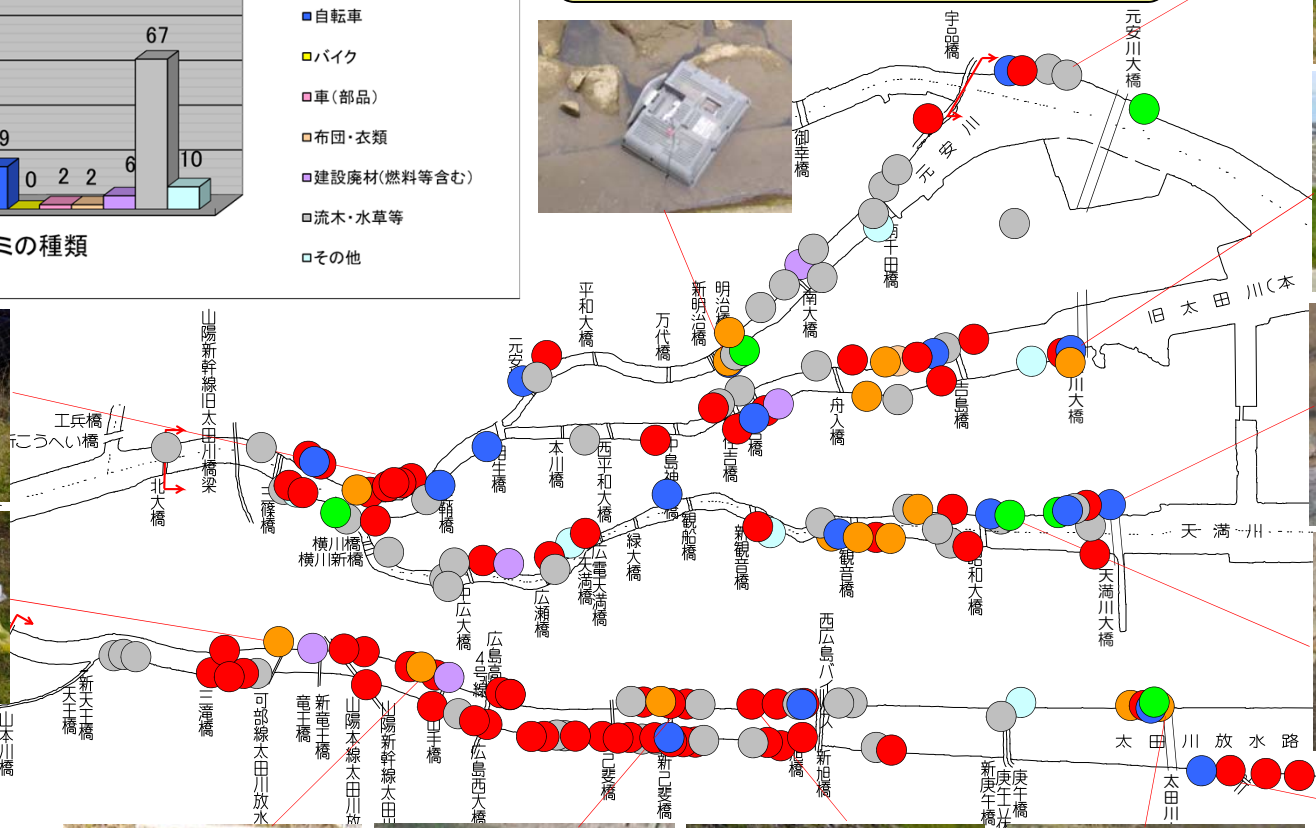

※図面上の着色は、その箇所での代表的なゴミの種類を示しています。

太田川河川事務所　己斐出張所
082-271-1418

大芝出張所管内　太田川・古川・旧太田川　ゴミマップ【令和3年度実績】

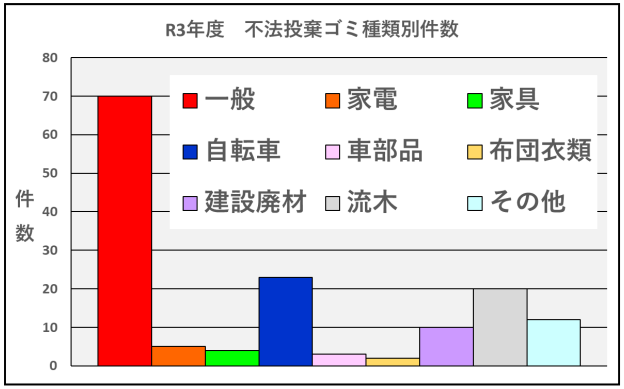

このゴミマップは、令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）に
河川パトロールが、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。

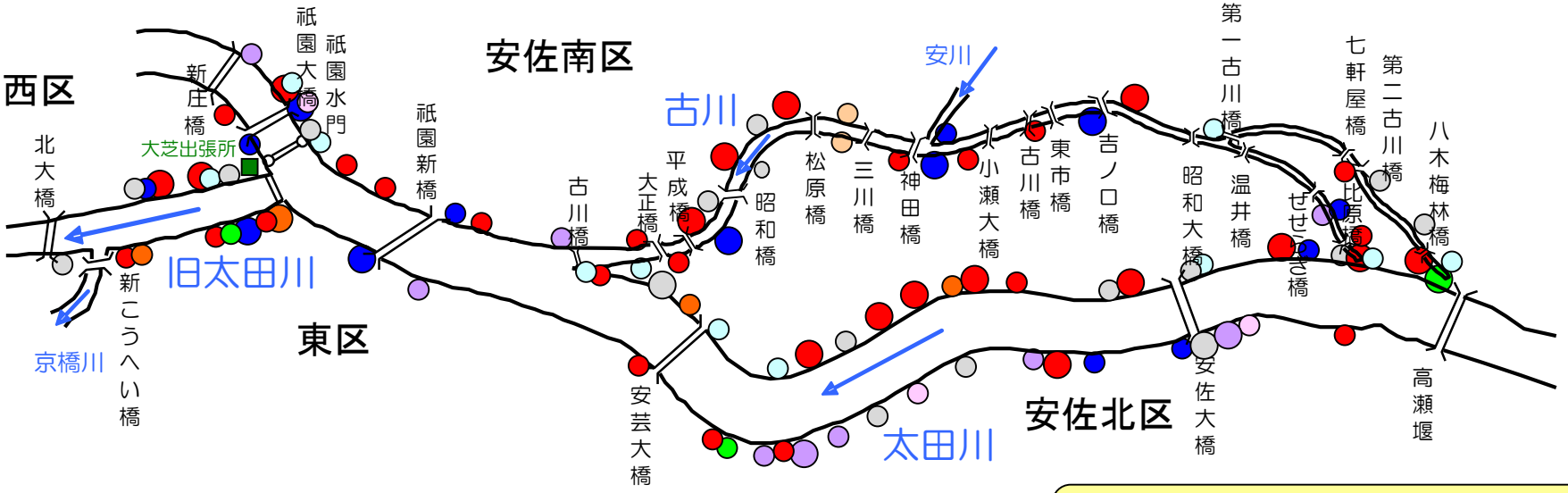

凡　例

●一般ゴミ　●家電製品　●家具　●自転車　●車（部品）
●布団・衣類　●建設廃材　●流木・水草等　●その他

不法投棄は犯罪です！

☆投棄を目撃されたら、最寄りの警察　または
国土交通省　太田川河川事務所　大芝出張所
（TEL237-3404）　までご連絡ください。

注）ゴミ投棄写真は現実のものを掲載していますが、本図面で貼付している
場所とは一致していません。また、写真はほんの一部です。

可部出張所管内　太田川・根谷川・三篠川　ゴミマップ【令和３年度実績】

不法投棄は犯罪です！

1年間で120件の不法投棄などのゴミを発見しました。
平日換算で、概ね**2日に1件発見**していることになります。
やむを得ず処分したゴミの量は約24m³。
なんと！**45Lゴミ袋 約530袋分**になります！

わたし達の生活の源である『川』を大切にしましょう！

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物を投棄した場合、以下の刑に処せられ、又はこれを併科されます。【5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金】

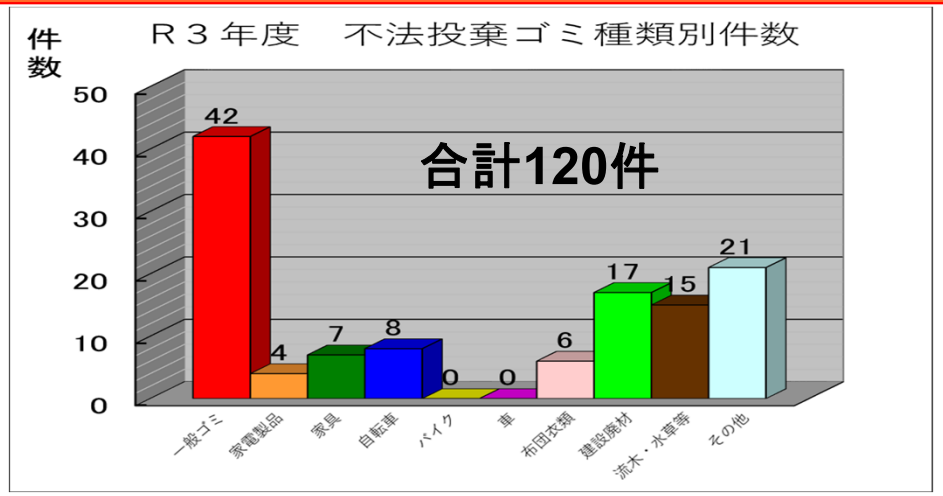

※ このゴミマップは、令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）に河川パトロール等により、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。

注）ゴミ投棄写真は実際のものを掲載しています。また、写真はほんの一部です。

凡　例

●一般ゴミ ●電化製品 ●家具 ●自転車 ○バイク
●車 ○布団・衣類 ●建設廃材 ●流木水草等 ○その他

★不法投棄を発見しましたら、最寄りの警察または、国土交通省 太田川河川事務所 可部出張所 TEL ８１２－２２１６まで、ご連絡下さい。

加計出張所管内　太田川・滝山川　ゴミマップ　【令和３年度実績】

不法投棄は犯罪です！
～太田川はゴミ捨て場ではありません～

加計出張所管内における不法投棄の発見件数は横倍状態で推移しており、
家庭ゴミの他に刈草、瓦、自動車部品、金網、イスなども発見されています。
河川を利用する一人一人がモラルを持ち、美しい自然環境を守りましょう。

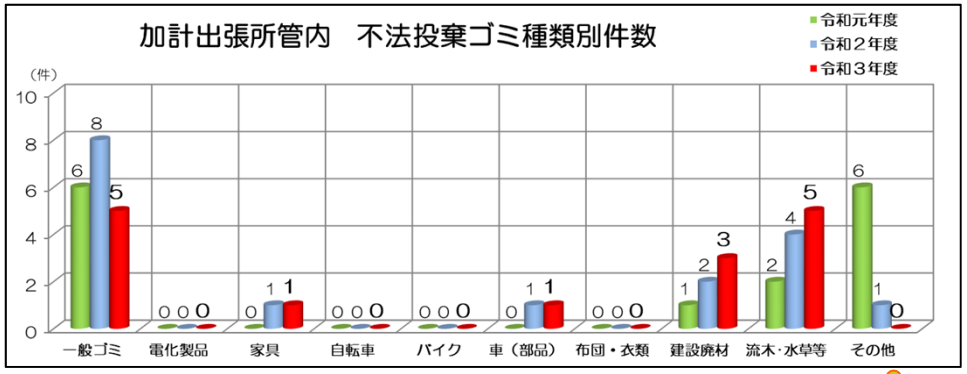

※ このゴミマップは、令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）に
河川パトロール等で、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。

凡　例

- 一般ゴミ
- 電化製品
- 家　具
- 自転車
- バイク
- 車（部品）
- 布団・衣類
- 建設廃材（燃料）
- 流木・水草等
- その他

★不法投棄を発見されましたら、最寄りの警察　または、
国土交通省 太田川河川事務所　加計出張所　まで、
ご連絡下さい。TEL （０８２６）２２－１５２１

注）ゴミ投棄写真は実際のものを掲載していますが、マップに貼付している場所とは一致していません。
また、写真はほんの一部です。

小瀬川出張所管内　ゴミマップ

R３．４～R４．３

ゴミは立派な資源です。捨てれば沢山の人々の手がかかり、お金が掛かります。
ゴミは、分別し決められた収集日に資源として出しましょう。

国土交通省　小瀬川出張所
TEL　０８２７－５２－２２４５